

第 43 号議案

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程の制定について

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程を次のように定める。

令和元年 12 月 24 日

滋賀県教育委員会

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和 32 年滋賀県条例第 27 号。以下「給与条例」という。）第 39 条および滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和 32 年滋賀県条例第 28 号。以下「学校職員給与条例」という。）第 37 条の規定に基づき、職務の特殊性その他特別の事情により給与上特殊の考慮を要する給与条例第 1 条の 2 第 2 項および学校職員給与条例第 2 条第 2 項に規定する会計年度任用職員の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 第 1 号会計年度任用職員 給与条例第 1 条の 2 第 3 項または学校職員給与条例第 2 条第 3 項に規定する第 1 号会計年度任用職員をいう。
- (2) 基本報酬 給与条例第 28 条または学校職員給与条例第 26 条に規定する基本報酬をいう。
- (3) 1 単位時間 教科および科目（以下「教科等」という。）の教授または指導に要する時間として、県立の中学校、高等学校もしくは特別支援学校または市町立の小学校、中学校もしくは義務教育学校（以下「公立学校」という。）の長が別に定める時間をいう。

(基本報酬の額)

第 3 条 語学指導等を行う外国青年招致事業の業務に従事する第 1 号会計年度任用職員の基本報酬の額は、勤務 1 月につき 330,000 円を超えない範囲内で教育委員会が定める額とする。

第 4 条 別表第 1 の左欄に掲げる職務に従事する第 1 号会計年度任用職員の基本報酬（勤務 1 時間につき定める額で定めるものに限る。）の額は、同欄に掲げる職務の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

第5条 別表第2の左欄に掲げる職務に従事する第1号会計年度任用職員の基本報酬の額は、同欄に掲げる職務の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

2 前項の第1号会計年度任用職員の基本報酬は、1単位時間につき定める額で定める。

(期末手当の不支給)

第6条 第3条の第1号会計年度任用職員には、期末手当は、支給しない。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、手当に相当する報酬の支給その他この規程の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

職 務	基 本 報 酬 の 額
(1) 心の教育相談センターにおける不登校の児童等に対する相談および集団への適応に関する指導に関する業務（相談に必要な知識および経験を有する者（教育長が別に定める資格を有する者に限る。）が従事するものに限る。）	円 1時間につき 3,000
(2) 総合教育センターにおける公立学校の教職員、児童等および保護者に面接し、児童等の教育に関する助言を行う業務（教育職員免許状を有する者が従事するものに限る。）	1時間につき 1,950
(3) 総合教育センターにおける公立学校の教職員、児童等および保護者に面接し、児童等の教育に関する助言を行う業務（教育長が別に定める資格を有する者が従事するものに限る。）	1時間につき 3,000
(4) 公立学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に関する業務	1時間につき 1,600
(5) 公立学校における外国人の児童および生徒（以下「児童等」という。）その他の日本語指導が必要な児童等を支援するために必要な通訳、翻訳等に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの	1時間につき 2,000
(6) 公立学校における児童等の福祉に係る支援に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの（スクールソーシャルワーカーが従事するものに限る。）	1時間につき 3,500
(7) 公立学校における(6)の項に規定する業務に従事する者に対する指導および助言に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの	1時間につき 5,000
(8) 公立学校における児童等の心理に係る支援に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの（スクールカウンセラー（公認心理師その他教育長が別に定める資格を有する者に限る。）が従事するものに限る。）	1時間につき 5,000
(9) 公立学校における児童等の心理に係る支援に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの（スクールカウンセラーに準ずる者（教育長が別に定める資格を有する者に限る。）が従事するものに限る。）	1時間につき 3,000
(10) 入院中の児童等に対する学習の補完その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの（教育職員免許状を有する者が従事するものに限る。）	1時間につき 2,750

別表第2（第5条関係）

職 務	基 本 報 酬 の 額
(1) 公立学校における教科等の教授に関する業務	1 単位時間につき 2,750 円
(2) 公立学校における教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 23 条第 2 項に規定する初任者に対する指導および助言に関する業務	1 単位時間につき 2,750
(3) 公立学校における教科等の特別な指導に関する業務（博士の学位を有する者その他教育委員会が相当と認める者が従事するものに限る。）	1 単位時間につき 3,570
(4) 公立学校における教科等の特別な指導に関する業務（大学または大学院の教授が従事するものに限る。）	1 単位時間につき 4,660
(5) 公立学校における教科等の特別な指導に関する業務（医師の免許を有する者が従事するものに限る。）	1 単位時間につき 6,580
(6) 公立学校における教科等の特別な指導に関する業務（看護師の免許を有する者が従事するものに限る。）	1 単位時間につき 4,080
(7) 公立学校における教科等の特別な指導に関する業務（理学療法士の免許を有する者が従事するものに限る。）	1 単位時間につき 4,150
(8) 公立学校における教科等の特別な指導に関する業務（言語聴覚士の免許を有する者が従事するものに限る。）	1 単位時間につき 4,070

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程の制定について

制定の理由

滋賀県職員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)第39条および滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第28号)第37条の規定に基づき、職務の特殊性その他特別の事情により給与上特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関し、必要な事項を定めるもの。

制定の概要

1 職務の特殊性その他特別の事情により給与上特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与

第3条に規定する会計年度任用職員

具体的な職	基本報酬の額
ALT(外国語指導助手)	勤務1月につき 330,000円以内

別表第1に掲げる会計年度任用職員

具体的な職	基本報酬の額
(1) 心の教育相談センターカウンセラー	1時間につき 3,000円
(2) 総合教育センター教育相談員(教員免許)	1時間につき 1,950円
(3) 総合教育センター教育相談員(臨床心理士)	1時間につき 3,000円
(4) 部活動指導員	1時間につき 1,600円
(5) 外国人いきいきサポート支援員	1時間につき 2,000円
(6) スクールソーシャルワーカー	1時間につき 3,500円
(7) スクールソーシャルワーカースーパーバイザー	1時間につき 5,000円
(8) スクールカウンセラー	1時間につき 5,000円
(9) スクールカウンセラーに準じる者	1時間につき 3,000円
(10) 滋賀県病弱教育巡回訪問指導教員	1時間につき 2,750円

別表第2に掲げる会計年度任用職員

具体的な職	基本報酬の額
(1) 非常勤講師	1単位時間につき 2,750円
(2) 初任者指導に係る非常勤講師	1単位時間につき 2,750円
(3) 特別非常勤講師(博士、楽団員、プロ)	1単位時間につき 3,570円
(4) 特別非常勤講師(大学教授)	1単位時間につき 4,660円
(5) 特別非常勤講師(医師)	1単位時間につき 6,580円
(6) 特別非常勤講師(看護師)	1単位時間につき 4,080円
(7) 特別非常勤講師(理学療法士)	1単位時間につき 4,150円
(8) 特別非常勤講師(言語聴覚士)	1単位時間につき 4,070円

※基本報酬・・・給料および地域手当に相当する報酬

2 その他

- (1) この規程に定めるもののほか、手当に相当する報酬の支給その他この規程の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める
- (2) この規程は、令和2年4月1日から施行する。